

教育基本法「改正」に反対する声明

安倍内閣は、前国会で継続審議となった教育基本法「改正」案の審議を急ぎ今国会での成立をはかっている。

現行教育基本法では「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負って行われるべきものである」（教育基本法第十条）としており、そのために国民の内心の自由の侵害や教育内容への政治的介入を禁じている。

これに対して「改正」案では、この条項を削除して新たに「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」（教育基本法「改正」案第十六条）という条項を加えて、教育内容に対する政治的介入と統制を強めることを眼目としている。

とくに教育内容への直接的介入の中心に「愛国心」を位置づけていることを見逃すことができない。「国を愛する心」は国民各自の内心の自由にかかわることであり、これを教育の徳目として強制し評価の対象にすることは教育現場において教師や児童・生徒の中にはかり知れない精神的な苦痛と犠牲を強いることになる。この点にかかわって去る9月21日、「日の丸・君が代」の強制が違憲・違法である、とする東京地裁判決が出されたことの意義は大きい。

政府が「愛国心」に強く執着していることは、憲法改悪の政治目的と深くかかわっている。憲法改悪の眼目は、憲法第九条、とくに戦力の保持と国の交戦権を禁じた第二項を削除して、日本を「海外で戦争する国」に変えることにある。教育における「愛国心」の強制は、そのために国家への「忠誠心」を国民に涵養することをねらいとしている。その意味で「改正」案は、これまで国民が憲法・教育基本法のもとで積み重ねてきた教育の成果を否定して「明治憲法・教育勅語体制」に逆行させることに結びつく。

「改正」案では、新たに「教育行政」の章をもうけて「教育の振興に関する施策」（「改正」案第十七条）を政府主導で策定することとし、その先取りともいべき内容が安倍内閣の「教育再生」プランでいっそうあらわになっている。その主眼は教育の場において能力主義、選別・格差拡大をいっそう徹底させることである。このことはすべての国民に学習権を保障し、一人ひとりの人格の完成をめざすという憲法・教育基本法の理念とは真っ向から対立するものにほかならない。

日本科学者会議北海道支部は、平和と民主主義、人びとの生活向上をめざし、憲法と教育基本法を守り生かす活動を行ってきた団体として、教育基本法「改正」案の廃案と現行教育基本法を維持することを要求し、広く国民に連帯して行動することを呼びかける。

2006年10月1日

日本科学者会議北海道支部幹事会